

## 家畜改良増殖法の一部改正について

### 令和2年度改正の理由

平成30年6月に和牛精液・受精卵が不正に国外へ持ち出される事例が発生し和牛遺伝資源の流通管理の徹底、知的財産として保護すべきとの社会的要請が高まりました。そこで家畜改良増殖法の一部を改正する法律が令和2年4月24日に公布され、同年10月1日に施行されました。

### 改正家畜改良増殖法のポイント

#### 【法第12条】(新設)

今回の改正で新たに「家畜人工授精所等以外の場所で、家畜人工授精用精液または家畜受精卵を保存してはならない」と規定されました。これまでは「保存」と「処理」が明確に区分されていませんでしたが、今回、「保存」とは、「凍結精液等の品質を維持し、適正な家畜人工授精等を実施するために必要な行為」と規定されました(これまでどおり、自己の所有する精液等を自己の所有する雌畜に注入する場合は人工授精所の開設は不要ですが、他者の保有する精液等を保存したり、自己の所有する精液等を他者に譲渡したりする場合は、人工授精所の開設が必要となります)。

#### 【法第14条】(改正)

「家畜人工授精所等において衛生的に保存されていることその他の農林水産省令で定める基準に適合しない家畜人工授精用精液等を譲渡等してはならない」と改正されました。具体的には、品質不良な精液が使われることを防ぐため、

- ①封が施されていないもの
- ②家畜人工授精用精液証明書が添付されていないもの

#### ③品質不良なもの

の譲渡が禁止されました。精液や受精卵1本1本に対応した家畜人工授精用精液証明書がないと雌に注入(移植)も他者への譲渡もできないこと、記載漏れや誤った内容が記載されている証明書には効力がないこととなります。特に裏面は特に記載漏れ等が起こりやすいため、改めて記載と内容確認の徹底をお願いいたします。

#### 【法第15条】

「獣医師または家畜人工授精師は家畜人工授精を行ったときは遅滞なく、関係する事項を家畜人工授精簿に記録し、5年間保存しなくてはならない」と規定されています。この条文はこれまでと変わりませんが、重要な事項なので改めて確認をお願いします。家畜人工授精を実施したら、ラベルに記入し、ストローとセットで保管をしてください。また、家畜人工授精簿は5年間必ず保管してください。

#### 【省令第33条、第34条】(新設)

今回の改正で新たに「家畜人工授精所の許可証」の交付について規定されました。都道府県知事は開設許可を出した家畜人工授精所に対して家畜人工授精所の開設の許可証を交付し、家畜人工授精所の開設者は、家畜人工授精所内に許可証を備え置く必要があります。許可証には、

- ①家畜人工授精所の管理番号
- ②開設の許可の年月日
- ③家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称
- ④家畜人工授精所の名称及び所在地
- ⑤家畜の種類及びその業務の別

が記載されます。

上記①～⑤に変更が生じたら許可証の書換え交付、許可証を紛失したり汚したりしたら許可証の再交付を申請してください。

### 【法第 32 条】（新設）

今回の改正で新たに「農林水産大臣は、高い経済的価値を有するなどにより、特に適正な流通を確保する必要がある家畜人工授精用精液等を特定家畜人工授精用精液等として指定することができる」と規定されました。対象は和牛（黒毛和種・褐毛和種・日本短角種・無角和種）およびそれぞれの品種間の交雑種となります。特定家畜人工授精用精液等の容器（ストロー）には、精液の場合には種雄牛の名称・採取年月日、受精卵の場合には採取した家畜人工授精所の管理番号・受精卵証明書番号・採取の要した雌の家畜の名前などを表示しなければいけません。

また、家畜人工授精所の開設者の義務として、特定家畜人工授精用精液を譲り受け、譲り渡し、廃棄、亡失したときは、譲渡等記録簿に記載し、10年間保存しなくてはならないとの規定も設けられました。

### 【法第 34 条】（新設）

「家畜人工授精所の開設者は、毎年、運営状況を都道府県知事に報告しなければならない」と規定されました。こちらについても詳細な情報が入ってきていませんが、将来的には、国が構想している「精液等流通データシステム」を使って PC やスマホから報告していただくようになると思われます。

## 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（知財新法）について

家畜改良増殖法の改正と同様の背景から「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」（知財新法）が制定され、改正家

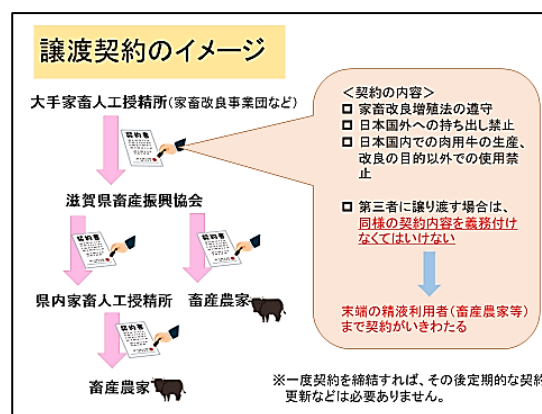
畜改良増殖法と同日に公布され、施行される予定です。

この法律の対象は、特定家畜人工授精用精液であり、具体的には、不正競争、つまり盗んだり騙し取ったりした人に対して、損害賠償請求や差し止め請求ができるようになります。さらに、悪質性の高いものについては罰則が科せられます。

## 家畜人工授精用精液等譲渡契約約款について

知財新法により、契約等により使用の目的等を制限されている精液・受精卵については差し止め請求などが可能になりました。

譲渡契約のイメージは下記の図のとおりであり、精液等の海外流出の再発を防ぐ面からも、畜産農家のみなさんまで契約がいきわたる必要がありますので、ご面倒をおかけしますがご承知願います。



今般、種畜証明書の交付を受けていない愛玩用の雄馬を他人の所有する雌馬に交配するという家畜改良増殖法違反の事案が確認されました。他人の飼養する雌畜への種付に供する雄畜については、愛玩用であっても、法に基づく種畜検査を受審し、種畜証明書の交付を受ける必要がありますのでご注意ください。

(藤井)

- 家畜改良増殖法の遵守
- 日本国外への持ち出し禁止
- 日本国内でに肉用牛の生産、改良の目的以外での飼養禁止
- 第三者に譲り渡す場合は、同様の契約内容を義務付けなくてはならない



末端の精液利用者(畜産農家等)まで契約がいき